

平成30年度第2回千葉市男女共同参画審議会議事録

市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

1 日 時

平成30年12月19日（水） 9時30分～11時40分

2 開催場所

千葉中央コミュニティセンター 8階 千鳥・海鷗

3 出席者

（委員）赤石委員、大久保委員、小西委員、佐藤委員、杉本委員、高梨委員、種池委員、
田畑委員、花嶋委員、三石委員、皆川委員、三幣委員、山田委員
（欠席 岡嶋委員、高橋委員）

（事務局）那須生活文化スポーツ部長、鈴木男女共同参画課長、山下男女共同参画課長補佐、
男女共同参画課主査、同主任主事、宮葉こども家庭支援課長、
半沢こども家庭支援課長補佐、こども家庭支援課主査、同主任保健師、
深堀男女共同参画センター館長、中嶋男女共同参画センター副館長

4 議 題

（1）報告事項

ア 男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について

（ア）ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告について

（イ）第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について

（2）審議事項

ア 附属機関への女性委員の登用促進について

イ「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」の考え方に対する意見
募集結果及び要綱案について

5 議事の概要

（1）報告事項（ア（ア）ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告につ
いて）

ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告について、報告を行った。

（1）報告事項（ア（イ）第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について）

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について、報告を行った。

（2）審議事項（ア 附属機関への女性委員の登用促進について）

附属機関への女性委員の登用促進について、説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。
(2) 審議事項(イ「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方に対する意見募集結果及び要綱案について)

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方に対する意見募集結果及び要綱案について、説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。

6 会議経過(発言要旨) (○…委員、△…事務局)

(1) 開会

(2) 生活文化スポーツ部長挨拶

(3) 委員紹介及び欠席委員の報告

(4) 【議題(1)ア(ア)】ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告について

○皆川会長 それでは、本日は2件の報告事項と2件の審議事項についてご審議いただきたい。

はじめに議題(1)「報告事項ア 男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について(ア)ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告について」事務局から説明をお願いしたい。

△鈴木男女共同参画課長 <事務局説明>

○皆川会長 ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さまから、ご質問・意見があればお願いしたい。

○三石委員 24ページの件について話があったが、私もリーフレットが出来て大変良かったと思っているが、市内に来る外国の方の中で、リーフレットだけで地理が分かるというほど詳しい人はそんなにいない。やはり公共的な表示物に関して、日本語表記以外の併記も今後公共的な場所では考えていく必要があるのではないかと考えている。

この前、外国人人材の登用というようなことも法律としてできたので、来日外国人はさらに増えていくことが予想されるため、その辺も含めて考えてもらえると良いと思う。

△鈴木男女共同参画課長 千葉市は2020のオリパラの会場都市でもあるので、その辺は関連部局とも連携して、十分に考えていきたいと考えている。

○種池委員 25ページに、市の管理職の女性割合が1.0ポイント上がったというデータがあるが、一般職相当の管理職のことか。

△鈴木男女共同参画課長 管理職である。

○種池委員 女性管理職率は上に上がっているということだが、まだ一般職はそこまでいっていない、女性のレベルがそこまでいっていないということか。

△鈴木男女共同参画課長 目標として、女性管理職の割合を増やすということになっているので、課長補佐以上の管理職の割合を増やすというところで取り組んでいる。

○種池委員 私は市連協の代表で来ていて、先日東京で行われた全国大会に出席した。政令都市の女性だけの全国大会で、千葉県での出席者は私1人で、大変勉強になった。そこでは、みな自分を女性と感じていない、そう思っていたらできない。私も男性も女性も同じなんだという感覚で40年近くやってきて、今回も出席したが、非常に勉強になった。千葉市はそういう点では、男女共同参画では進んでいる。一般的なものは分からないが、地域の役員に対しては進んでいる。全国大会では、なぜいつまでたっても女性の役員が増えていかないのかという質問が多数あった。これは、1年で交代してしまうからだと思う。能力のある女性も交代だと男性の後任によって降りる。だけど、西表島の沖縄の女性の方は、またもう1回復活した。その方は非常に能力がある方で、私はどこにいても頑張るんだということだった。自分が女性だということを考えると、何事もできない。女性も男性も1人の人間なんだという気持ちを強く持たないと行政でもどこでも私はダメだと思う。そこで引いてしまう。女性は子供を育てるといふ、守るものがあるので、どうしても引っ込み思案になって、攻めることがどうしても女性は弱い。私はそれを感じた。非常に千葉は進んでいるので、職員の努力もあったと思うが、もっともっと女性を増やすということは自分を女性だという感覚を捨てないと何事もできないと私は思う。

先日市長に挨拶に伺った時に、男女共同参画について、千葉はレベルが上がっているが、その速度がちょっと遅いのではないかとということで、是非ともいろんな対応をこれからみなさんでどんどん広げていきたいから、市長もよろしくお願ひしたいと申し上げた。わかりましたという返事もらった。私が勝手なことを申したので、みなさんの仕事が増えるかと思うが、その節はよろしくお願ひしたい。全国大会に行って、女性の強さというものを目の当たりにしたので、お話しした。

○皆川会長 貴重な経験を紹介いただき感謝する。種池委員からの意見に対して何かあるか。

△鈴木男女共同参画課長 エールを送っていただいたというふうに感じている。また、本当に男女共同参画を進めるのはなかなか難しいと着任してから感じているので、皆様の協力を得ながら少しずつでも前進していきたいと考えている。今後ともよろしくお願ひしたい。

○赤石委員 先程の7ページの指標の中に、新しく「ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資

格取得後等に就職につながった割合」が92.3%に上がったと報告があった。これの実数と、なぜ上がったのかということをお教えいただきたい。

△宮葉こども家庭支援課長 実数については手元にデータがないので申し訳ないが、実際にこれまでもひとり親家庭の資格取得のための助成制度というのにはあり、ただ実際に就職に結びついてたのかというところの問題があった。区役所に自立支援相談員がいて、その支援員が資格取得の講習を受けた後に引き続きフォローする、相談にのる、そういったことも1つあるとは思うが、ハローワークと連携を組み合わせながら相談に対応している、そういうところが就職率の向上に影響しているのではないかと認識している。

○赤石委員 看護師資格や介護福祉士、保育士などの支援もしていると思うし、割と手軽にとれるパソコンなどの資格も色々あるので、その資格によってばらつきがあるのではないかと想像しているので、そのあたりをもう少し知れるとありがたい。

○皆川会長 ぜひ対応をお願いしたい。

○佐藤委員 先程説明のあった6か国語のパンフレットは、前回も話したが活用している。この前、講座を実施した際に配布したところ、様々な相談員にすごく喜ばれた。千葉市の場合は持ち歩きがしやすいサイズなので、私もとても活用してほしいとっていて、引き続きみなさんに周知ができたらいいと思っている。

それから、先程16ページの「21101幼少期からの暴力を防止するための人権教室」のところ、Cに下がっていて、中学校1校でしか人権教育プログラムができなかったという報告があった。これに対しては、ぜひ増やしていただきたいと思う。また、色々な種類のプログラムがあるかと思うが、第三者が学校内に入って、できたら幼少期からスタートする必要があるとっている。子どもの相談が全国の民間シェルター内で、また、千葉では私が関わっているNPOでも非常に増えている。DVや性暴力や虐待など暴力を受けていて、人権意識が低くなってしまわざるを得ない、周りの抑圧でそうなっている子どもたちには、教師が実施するだけではなくて外部のプログラムで、インパクトの強いかたちで、日常の生活の中でプログラムをやることも必要だと思っている。函館市の方では、ある性暴力事件をきっかけに、市内全校で人権教育プログラムを実施するということを決めたと、この前報告を受けている。そういった意味では、子ども権利条約という国際条約が国連で採択されてから来年でちょうど30周年を迎えるということで、色々イベントも国内で増えてくると思う。それに向けてぜひ千葉市でも力を入れて、子どもの幼少期からの人権教育の取組みを今後もやってほしいと思う。幼少期からでないと学校に不登校になり行かない子が増えてきてしまうので、肯定的なメッセージというのが届きにくく、社会に適応できなかつたり、様々な病気になる、発症してしまう子どもがいたり、多重な問題が年とともに出てきやすいと思っている。それは将来的に納税する成人が減ってしまうという

ことになりかねないので、ぜひ数字には見えないがこういう分野の啓発活動というところを重視して行ってほしいと思うので、よろしくお願ひしたい。

△宮葉こども家庭支援課長 この事業については、毎年度小学校と中学校全校にこういった授業があることを紹介している。その中で希望のあった学校に声をかけてプログラムを実施している。なかなか希望する学校が少ないのが実情だが、実際このプログラムを実施した学校からは大変役に立ったという意見もいただいているので、そういった意見を各学校で紹介することによって、実施の必要性に係る意識付けを行っていただければと考えている。

○杉本委員 質問ではなく提案で、6ページの上から5番目、「配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合」がなかなか上がらないのだが、私からみると、随分周知しているのにそれだけの効果が出ていないと感じる。他市の男女共同参画センター等に行くと、千葉市も出しているが、カードサイズで相談窓口の電話番号が書いてあるものが、トイレのドアに貼ってある。千葉市はそういうものがないので、色々な出入りするところ、トイレの出口とかに小さいので貼ったらもう少し周知することになると思う。

△宮葉こども家庭支援課長 こちらの表の38.5%という割合は26年度当初の数値で、現状値について改めて調査を行っていないので、ここは同じ26年度の数値を記載している。33年度には改めて調査を行う予定である。70%の最終目標に対し、DVに関する相談の件数は増えている状況にある。最近高止まり傾向にはあるが、26年度当初から比べるとやはり増えているので、これはDV自体が増えているということもあるのかもしれないが、相談窓口を周知することによって、そこにつなげてもらえる件数が増えているという捉え方もできるので、ある程度周知の効果は出ていると考えている。周知方法については色々なやり方があると思うので、引き続き工夫していきたいと思う。

○皆川会長 提案を参考にさせていただければと思う。ある自治体では実施していて、確かに効果があると思うので、ぜひ検討をお願いしたい。

○小西委員 先程の佐藤委員の意見にも少し重なる部分があるが、16ページの「幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進」は小学校1校でプログラムを実施したということで、学校の先生は普段から暴力の禁止について教えていると思うが、実際にこのプログラムは誰がどういう内容でやられたのかというのをもう少し詳しく教えていただきたい。

△宮葉こども家庭支援課長 こちらのプログラムは、学校教育プログラムで通常やっているような団体が、学校で子どもだけではなく保護者の方々、もちろん教員の方も含めて、保護者向けのプログラムと子ども向けのプログラムというところで、双方に対して人権教育を行っているもの

である。

○小西委員 そうすると保護者の方も参加されたということか。

△宮葉こども家庭支援課長 人数にもよると思うが、対象としては教員と子どもと保護者というかたちで行っている。

○小西委員 保護者の方も参加というのはすばらしいやり方だと思うが、先程、小中学校に希望を取って、希望があったところに実施するという説明だったが、やはり今教員の多忙化というのが問題視されているので、なかなか手を挙げる学校はないと思う。希望をとっていても恐らくこれは拡大していかないというのが見込まれる。今回、道徳が新しく教科化されているし、普段の授業の中で新しく授業を1つ増やすとなると学校の先生たちも難しいと思うので、普段の授業の道徳や特別教育の中で、先生たちの負担にならない形で取り入れていく方法を千葉市教育委員会と連携して考えていただいて、広く周知していただければと思う。またそこでパンフレットとか相談窓口の案内も配布するようなかたちでやっていければいいと思うので、その点もあわせて検討をお願いしたい。

△宮葉こども家庭支援課長 教育委員会の所管とも色々調整を行っていききたいと思う。

○皆川会長 小西委員から話があったように、今学校の先生は多忙なので、非常に有益な提案だと思う。ぜひ積極的に検討いただければと思う。

○種池委員 7ページの「防災ライセンス講座修了者数」というところで、私も第1回目に参加していて、平成27年度の修了者数が195人、平成29年度で164人となっているが、このライセンス講座は3段階に分かれていると思うが、これは1回目の方の人数か。

△鈴木男女共同参画課長 参加者数として把握していて、新規の方か、2回目以降の方かというのは、申し訳ないが把握していない。

△山下男女共同参画課長補佐 補足させていただく。所管は防災なので、正確な数字は確認しないとわからないが、お手元の資料の40ページに数値があるので、お聞きいただきたい。一番下のところに、「事業No. 44104の防災リーダーの育成」という項目があり、下から2番目の表を見ると、防災ライセンス講座が5回、防災ライセンススキルアップ講座が2回となっている。恐らく防災ライセンス講座が初めて受講される方が対象で、ライセンススキルアップ講座が2回目以降の方が対象と思われる。ライセンス講座、つまり初めて受講される講座の修了者が164人なので、今の質問に対しては、初めて受講される方は164人と思われる。

○種池委員 この前私もスキルアップの講座に参加したが、男女の比率として非常に女性が少なかった。女性も参加できるもので、なぜ減っているのかというのをどのように分析をしているのかが気になった。恐らく1回目を受講していないと2回目以降を受講できないので、そうするとだんだん女性のほうが減っていくような気がする。

△山下男女共同参画課長補佐 防災に確認する必要があるが、もともと防災ライセンス講座の対象として想定している方は、町内自治会で役員を担っている方が中心の自主防災組織の構成員となっているので、それが現状で男性の方が多いということが1番の原因になっていると思う。ただ、そうは言ってもできるだけ女性の方に参加をしてもらえるように、本ライセンス講座のうち必ず1回は男女共同参画センターで実施するという運用をしている。

○種池委員 私が考えるには、スキルアップを受講すると案内の文章に、「必ずスキルアップをやった方は指導ができる立場で、要請があった時は行かないといけない」という項目がそこに入っているの、それを見て女性が怯むのではないかと思う。実際に止めるという声も聞くので、もう少し表現を考えていただいた方がいいのかと思う。女性は責任感が強く、義務が生じたら必ず実施しなくてはならないと思いがちなので、今後女性が減っていくのではないかと私は懸念をしている。これは私の希望だが、その辺も考慮していくと、もう少し知識としてみなさんに広げていただくことができると思う。

△山下男女共同参画課長補佐 必ず来なければいけないという内容が入っているかについては、確認する必要がある。ただ、市の講座でも色々な分野である程度のスキルを付けていただく講座を実施しているが、受講後に、それを実践につなげていくことが市として色々な分野で課題となっている。これも書き方を工夫する必要があるかもしれないが、やはり実践につなげていくことは何らかの形で表現していく必要があるかと思う。

○種池委員 行政の文章だと、どうしても女性は特に強く感じてしまうので、工夫していただけたらと思う。

△山下男女共同参画課長補佐 防災部門に伝える。

○山田委員 2点お伺いする。1つ目が45ページ、「事業NO.52102学校におけるLGBTの理解促進」、上から2つ目のところで、学校における「性同一性障害に係る児童～」とあるが、その際の性同一性障害というのは、自己申告でもそれを性同一性障害として本人の希望が通るように実施しているのか、それとも性同一性障害は医療診断名なので、診断書の有無を確認しているのかというのが気になる。大学とかあるいは小中学校とかのレベルでも、どこを判断基準にす

るのか、自己申告でいいのかあるいは医者診断書がなければいけないのかというのがネックになってくることもあり、そこで大分差が出てくると思うので、その辺をお伺いしたい。

△山下男女共同参画課長補佐 本人である、児童生徒の自分の気持ちを尊重している。我々が生徒に対しての対応も含めたガイドラインを作成したが、今まであまり職員に対しても理解が深まっていなかった状況では、学校に限らないが診断を求めるということをやってしまうことがあったということも聞いているので、そういったことがないように本人の気持ちを尊重して対応するという事について今はきちんと意識付けをしている。

○山田委員 もう1点別の質問で、その下の項目、「5 2 1 0 3 L G B T相談窓口の充実」のところ専門相談窓口を設置されたということだが、その相談窓口の相談員というのは誰を配置しているのか。

△鈴木男女共同参画課長 これはL G B Tに関する講座を実施したあとに特設相談として相談の機会を設けたもので、その講師の方に相談員として対応していただいた。

○山田委員 それではここに書かれている市民向け講座がこれにあたるということでよいか。

△鈴木男女共同参画課長 そうということになる。市民向けの講座を実施して、そのあとに相談の機会を設けたものである。

○山田委員 ではその相談窓口というのは常時設置されていないということによいか。

△鈴木男女共同参画課長 その通りである。

○赤石委員 41ページの「4 5 1 0 2ひとり親家庭等生活向上事業」でひとり親向け研修講座、生活支援講習会事業について、28年度A、29年度Bとなっているが、私どもこの生活支援講習会の講師派遣の団体をさせていただいている。平成30年度非常に参加者数が少なかったなど色々課題を感じているところなので、DV被害への認知なども実施団体にもう少し浸透するといっている。

あと、同じページの「4 5 1 0 6子育て短期支援事業」ショートステイ、それから33ページの「ファミリー・サポート・センター事業」があるが、こういった保育やショートステイなどの事業というのは、非常に男女共同参画の視点で親の就労を支えるという意味でも大切だと思っている。ファミリーサポートの方は提供会員がなかなか見つからない、ショートステイの方も受け入れ枠の課題があると思うので、このあたりというのは地味な事業だがぜひ今後も努力していただけたらと思う。

あともう1点防災のところで、ライセンス講座などの話を聞いていて思ったのが、東日本大震災の際避難所運営に関して、女性の声、あるいは子育て中の女性の声が非常に反映されにくかった、仕切りがないとか、女性特有の物資の配布を男性が担っててもらいにくかったなど、色々な問題が指摘されていた。それを受けて男女共同参画の視点を入れた防災ライセンス講座は評価できると思っている。実際におやりになるときの苦勞もあると思うし、実際にお受けになって色々な課題があると思うが、この受講者の中から避難所運営で運営の立場に入る方が出てくるといことがすごく大事なことだと思っている。そこでハードルもあるという話もあって、理解できる面もあるが、たくさんの方が避難所に集まった時に「はい」と手を挙げる女性が増えてほしいというのも、東日本大震災の体験として多数聞いたりして思っている。なのでしっかり育成してほしいと思う。

△宮葉こども家庭支援課長 委員がおっしゃられるように、生活支援講習会につきましては利用者数が例年減ってきている状況である。これについては周知方法をさらに検討していくとともに、ニーズ等、どんな募集を望んでいるのかという調査を行っていきたいと考えている。ショートステイやファミサポについては、指摘のとおり受け入れの体制の問題もあるので、これについても色々な対応策があると思うが、調査研究して参りたい。

○赤石委員 千葉市がファミサポの料金を減免している。素晴らしい制度であるが、受け入れが少ない。減免を先進的にやっているというところは評価している。

○皆川会長 委員からのたくさんの意見について、相互に反映してお互い相重なる問題があるので、全体を相関するかたちで対応いただきたい。それでは、議題（1）ア（ア）をここまでとさせていただく。

（5）【議題（1）ア（イ）】第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について

次の議題（1）報告事項の（イ）第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いしたい。

△宮葉こども家庭支援課長 <事務局説明>

○皆川会長 それでは、ただ今の事務局からの説明について、委員の皆さまからご質問・ご意見をお願いしたい。

○赤石委員 この前、シングルマザーのシェアハウスの全国会議に出たら、シェアハウスの方たちが、DV被害者を受け入れざるを得ないということで苦慮しているという話を聞いた。さらに

そこで、広域でシェアハウスで連携して避難できないかというような発言があり、私はちょっと驚いた。関わるざるを得ない不動産の方たちが、知識なしに自分で一生懸命DV被害者支援をやっているような状況がある。また、一方では母子生活支援施設やシェルターは携帯を預けなければならないので入りたくないという若い被害者の方もいる。こういう中で、もう少し民間団体がDV被害者支援の仕組みを理解しておかないと、シェアハウスの入居者全体を危険に陥れることにもなる。もし加害者が来たら皆さんが危険になるので、こういう状況になっていることに驚いた。6ページに不動産の話も出てきているので、DV被害者が自力で逃げる時にルートになるようなところの方たちにももう少し支援の仕組みを知ってもらい、警察に相談しておくとか、相談履歴を作っておいて支援措置をかけるにはどうするのかなど、そういった取組みを実施する組織があってほしいと思う。

△宮葉こども家庭支援課長 命にかかわるような事案もあるので、これについては、市内のそういった避難施設の新たな動きもあるようなので、関係機関の方と情報共有を図りながら、対応をお願いしていければと思っている。

○皆川会長 民間事業者への啓発という手段は非常によく使われているし、ぜひ計画の内容にも一部関係するところだと思うので、検討いただきたい。

○田畑委員 一市民として教えていただきたいのだが、5ページの諸手続きのワンストップ化というところで、これを困難にしているものはどういったものが挙げられるのか。例えば個人情報とか情報共有について問題があるのか、あるいは人員配置で担当者がかわるためなかなかスムーズにいかないとか、困難にしているものを教えていただきたい。

○皆川会長 今の点いかがか。把握されているところで説明いただきたい。

△宮葉こども家庭支援課長 区役所と保健福祉センターが、物理的に建物が別というところもあって、例えば保健福祉センターの中では、今保育所の入所とか生活保護などの課が集まっているので、そこは被害者の方を各課に誘導するのではなく担当者が出向くことができるが、区役所と保健福祉センターだと建物自体が違うので、また、場所によってはかなり距離があるところもあるので、そういったところが難しい点で今後の課題となっている。

○田畑委員 ハード面の問題か。

△宮葉こども家庭支援課長 ハード面が一番の問題というのが現状である。

○佐藤委員 今の件に関して、全国的にみて千葉市は進んでいる。毎回お伝えしているが、他の

自治体がなかなかワンストップで手続きを済ませるとするのが難しく、こどもがいたり、疾病があると余計に負担になる中で、千葉市は1カ所で、申請者の手続きをしているところに各課の担当の人が来てくれたり、他では何日もかかってしなければいけない手続きについても早めの手続きが済むということで、全国的にみたら千葉市は、非常に進んでいると評価している。引き続き、当事者にとって、負担の少ない尊重した対応をお願いしたい。

○三幣委員 資料の1ページ中学生向けデートDV予防プログラムについて、報告事項アのところで小学校・中学校を対象とした事業があり、先ほどの小西委員の発言とも関連するが、今、教職員の多忙化が深刻な問題となっており、学校に新しいものを入れ込んでいくのは極めて難しい状況である。連合としても男女共同参画、男女平等教育を推進する立場であるので、提案させていただくと、教務主任の先生方の集まる会議で周知したということだが、年度の途中で案内があってもなかなか新しいものを入れ込んでいくことができないと思う。学校では来年度の教育課程の編成を今この時期にやっているの、12月から1月、2月にかけて周知するとか、また後期の部分に新規にということであれば7月、8月といったタイミングをみて周知をしていくと潜在的な需要があると思うので、検討していただければもう少しやってみようかなという学校もあるのかと思う。

○三石委員 今の中高でのDV予防について、学校で実施されていることは大変うれしく思う。ただ、今後考えていただきたいのは、実施した学校が翌年は無しというかたちではなく、できるだけ働きかけてどこの学校も、例えば1年生に実施したら毎年1年生はこのプログラムがあるというような働きかけをぜひしてほしい。

△宮葉こども家庭支援課長 周知方法や実施方法について、関係課と色々調整しながら実施していきたいと思う。

○皆川会長 非常に具体的で有効なご助言で、ぜひスケジュールの観点から変えるということも非常に大事だと思うので、意見をご活用いただきたい。

○佐藤委員 30年度要保護児童対策及びDV防止地域協議会の会議に警察が参加したということで、面前DV対策の連携がスムーズにしているという現場の声も良く聞いており、引き続き充実をしてほしい。今年うちのNPO全国シェルターネットで、札幌にて全国大会シンポジウムを開催し、国際スタンダードの支援である、女性への暴力防止についてイスタンブール条約をオーストリアからゲストを迎えて勉強した。イスタンブール条約は欧州評議会にて作成され、日本はそのオブザーバー国なので、イスタンブール条約に批准もできる。今後、全国、日本の民間の支援団体あるいは色々な国会議員も呼んで勉強会やフォーラムを開催していく予定である。千葉市も計画を推し進めるにあたって、事業過程のところに具体的にそれを意識したものを入れ

込んでいていただきたいと思う。総合的なあらゆる暴力防止のアプローチができる仕組みになっていて、これが実現したら非暴力の社会が近づくと痛切に思った次第で、ぜひ事務局の方も見ていただいて事業に今後活かしていただきたい。日本のジェンダーギャップ指数はだんだん落ちているが、今114位ということで、さらに下がっているのが現状である。そういう意味では、国際条約を目標に、今千葉市が何をやるのかというところの議論をして、今後事業立てを行っていただければと思っている。

△宮葉こども家庭支援課長 委員のおっしゃられる国際的な流れ等に留意しながら、今後色々検討していきたい。

○皆川会長 国際的な視点からの貴重なご意見・ご助言であった。ぜひ、事務局の方にも確認いただいて、積極的に今後の方向性の策定に向けて取り組んでいただきたい。

(6) 【議題(2)ア】附属機関への女性委員の登用促進について

それでは、(1)報告事項はここまでとして、(2)審議事項に移る。

まず、「ア 附属機関への女性委員の登用促進について」に関して、事務局から説明をお願いしたい。

△鈴木男女共同参画課長 <事務局説明>

○皆川会長 今の事務局からの説明について、委員の皆さまからご質問・ご意見をお願いしたい。

○三石委員 年次報告の中でも女性委員が少ないという話が出ていて、どうしたら女性委員を増やせるのかと私自身も考えている。人材リストといってもなかなか探すのが難しい部分もあるし、できればこの各政令市の取組みの中にあるような委員の総数の10分の4というような基準を市の方でも打ち出した方がいいのではないかなという気がしている。そうすることによって、10分の4に満たない場合、男性が4であってもいいが、推薦団体にもう1回再考をお願いするようなかたちを取っていかないと、何年たってもこの状況から抜け出せないと思う。政令市全体で見ても、やはり千葉市はすごく低い。このような状況なので、数値的なものときちっと出したほうがいいと思う。

△鈴木男女共同参画課長 やはり強力に女性委員の増を進めるためには数値目標は各委員会の所管からみても大変分かりやすいと考える。

○皆川会長 例えば、岡山市は条例で規定している。今回千葉市は要綱での義務付けをするとい

う、大きな流れとしてはこちらの方に向けて38%以上という数値を示したということで良いか。

△鈴木男女共同参画課長 その通りである。もともとプランの中でも38%以上となっていて、要綱の中で努力目標だったのを義務化するというものにしていきたいと考えている。

○皆川会長 数値目標を立てて、その縛りを強くしようという動きで、三石委員から提案があったような方向に動いていると思うので、条例に関しても今後に向けて検討いただければと思う。

○大久保委員 現状の分析のところの女性委員の割合の考え方について、分子と分母があると思うが、千葉市で伸び悩んでいる実態としては、実際に女性の委員は増えているが、分母の全体の附属機関の委員が増えたり、附属機関数が増えたりして、実質的には伸び悩んでいるというのも考えられるが、実数等しては女性の委員の方は増えているということではないのか。

△鈴木男女共同参画課長 附属機関の数自体は多少の増減はあるが、近年はほぼ横ばいである。女性委員の数が少ない状況である。

○種池委員 恐らく地域の代表や各団体からの推薦が多い。この男女共同参画審議会はバランスよく、公募もある。私は長く40年地域の活動をやっているが、役職を降りるとそこで委員も終えてしまう。市連協とか民児協とかいろんな団体の方は、背中に団体を背負って出てきている。そういうところからある程度推薦されるので、一般の能力のある方たちもなかなか出られないとか、なかなか団体推薦がないと委員になるのは難しい。地区連の例をいうと、OBの方がたくさんいるので、そのような団体を背負っていない方たちをもっと登用して、活躍できる場があると良いと思う。一般的な人もOBの方も、きめ細かく調べて登用していただくと広がっていくと思う。私たちも団体から出ると、非常に影響力が弱る。団体を背負っていると地域の把握ができる、風を読みとれるが、団体から出ると風を読み取るということも弱ってくる。そういう意味で、団体を卒業した方たちも出られるような推薦も1つの方法ではないかと思う。能力のある方が周りにたくさんいる。でもそういう方たちは、退職してしまうともう出るところがない。そういう方たちのノウハウを活かせるような推薦方法をもう少し考えていくと良いのではないかと感じている。私は連協関係を降りたが女性で連協関係の者がいないので、代表で出てきているが、能力のある方はOBでたくさんいるので、そういう方の活用も検討してほしい。

△鈴木男女共同参画課長 一般市民の公募委員枠と団体の推薦枠は、どうしても並行してあると思うが、団体からの推薦については、会長などといった職位の決まった者にしてしまうと、今はまだ男性の方が多く状況なので、会長でなければいけないのかというところを団体には考えてほしいと思う。

また、今提案いただいたOBの方についても、どのようにすればそのような方たちを委員に推

薦していただけるか検討させていただきたい。

○種池委員 自分の地区にこういう立派な方がいるということを知っていると思う。それを教えてもらって、行政が背中を押してくれれば、そういう方たちも勉強する威力を持っているので、そんな方をこれから探して登用していただけたらと思う。バランスを取っていくということで団体推薦もいいが、市連協でいうと女性は47人中2人というくらい男性社会なので、検討いただければと思う。

○杉本委員 私も団体の方を長くやっているが、市民公募の募集の決まりが1,200字以上の文章を書いて出すということで、大体女性1人、男性1人になっている。私は団体の学識経験者ではないが主婦としてプロとか、市民としてプロという能力のある人はたくさんいる。だからそういう方たちに原稿書いて出してもらってもいいと思うが、2名とか3名にはできないのか。市民からたくさん募集するというのはいいと思う。私も市のホームページを見ていて、応募者がいないからか、12月で締め切るはずが1月まで延ばすものもあって、市政だよりでお知らせするのは当たり前だとは思いますが、もう少しみなさんが募集しているということが分かるようにしたほうが良い。知らない人が多いと思っている。

△鈴木男女共同参画課長 周知方法について、ホームページ、市政だよりというところがメインになっている。

○杉本委員 ホームページは見る人が限られてしまう。

△鈴木男女共同参画課長 もう少し工夫ができないか検討したい。

○杉本委員 1名でなくて、女性2名とかそういうふうにしていけば多くなるのではないかと思う。

△鈴木男女共同参画課長 基本的に公募委員枠としては男性1名、女性1名と言っているところが多いと思う。

○田畑委員 今お話しに出ていた公募でこの委員会に参加させていただいている。私は広報を見て応募した。大学職員という立場はあるが、千葉市についてあまりよく知らないので、今回公募で2年間の任務に就いたが、やはり公募の人数の枠をもう少し増やしてもいいのかなと思う。定数の何割とかという公募の数を設定しているのか。

あと私が応募した時には何人もの方がいて、その中から選んでいただいた気もするので、必ずしも少ないわけではないし、もし少なかった場合には、以前公募があった人にあたってみるとい

うやり方をしてもいいと思う。方法は色々あると思う。

△鈴木男女共同参画課長 今ははっきりとはわからないが、公募の委員の方の枠というのではないと思うので、その辺は改めて確認したいと思う。

実はこの審議会の委員任期も3月末で終了ということで、また公募をする予定があるので、それについては検討したいと思う。

○皆川会長 貴重な意見をいただいたので、ぜひ検討いただきたい。それでは、審議事項の1つ目について以上とさせていただきます。

(7) 【議題(2)イ】「千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方に対する意見募集結果及び要綱案について

議題の(2)「千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方に対する意見募集結果及び要綱案についてに移る。ここからは非公開となるので、傍聴の方は退席をお願いしたい。

それでは、続いて議題の(2)千葉県パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)の考え方に対する意見募集結果及び要綱案について、事務局から説明をお願いしたい。

△鈴木男女共同参画課長 <事務局説明>

○皆川会長 ただ今の事務局からの説明につきまして、委員の皆さんからご質問・ご意見をお願いしたい。

○赤石委員 事実確認になるが、まず意見募集の結果として主な意見を見ると、パートナーシップ宣誓制度について慎重な意見が多いと思うが、絶対賛成という意見はあったのか。ないように感じるので、お教えいただきたい。

それから、私としては基本的にこの方向性を支持したいと思っているが、かなり厳しい局面にあるような雰囲気を感じている。周知不足・理解不足だとは思いますが、前回欠席してしまったのもっと協力できる部分があったのではないかと反省しているが、そのあたりを教えてほしい。

△鈴木男女共同参画課長 今回の意見募集は、反対・賛成ということを知ったわけではないが、はっきりと賛成・反対という意見をいただいた方も一定数いる。

○赤石委員 でも、もっときちんとやってほしいというような意見、海外みたいなものと同様に、更に先に行くような意見もあったのではないかと。

△鈴木男女共同参画課長 賛成というふうにいただいた意見は6件であった。あと文面からこちらのほうで判断したものになるが、この制度を開始するにあたって好意的とこちらが読み取れたものが1割弱、それに対して否定的というふうにこちらでとらえたものが7割強ぐらい、その他は制度に対する意見であった。

○佐藤委員 いただいた意見は、今説明にあったように7割ぐらいが心配な意見で、要は周知がまだ足りないということであれば、今後のスケジュールについて、1月下旬というのはどうなのかとすごく懸念している。私自身は賛成だが、皆さんの了解をいただけるような周知とか、あと個別にはもちろん返されているとは思いますが、こういった意見を受けて市として考えているものを示すなどして、理解をいただいてから制度として取り入れるという慎重な対応が必要だということを資料を見て感じたところである。もちろん進めている行政もあるし、千葉市も早くあるといいという個人的な意見はある中で、前回の審議会では職員の理解が不足していた点も指摘が有り気になっており、もう1クッション内部向けに工夫が必要なのと、結構反対と読み取れる意見があるので、その辺に対しても対応し、何とか年度内には、間に合わせて欲しい。

△鈴木男女共同参画課長 確かに否定的な意見の方が多かったが、否定的な意見としては「子どもに話せない」など、一番理解をすすめていただきたいところに話せないというようなもので、本当に周知が進んでいない状況なので、逆にこのパートナーシップ制度自体も周知の1つの手法として使いたいと考えている。なかなか周知が広がるのを待ってから開始するのは厳しいと感じていて、1月の開始を考えている。

○小西委員 慎重な意見が多いところだが、今説明いただいたとおおり、まずは制度をつくらないとなかなか理解も進まないと思うので、ぜひ進めていっていただきたいと思う。

反対意見もたくさんあるが、年齢層はどの年代が多いのか。高齢の方というのはおそらく理解しようと思っても生きてきた人生観があるので理解が難しい、逆に若い方は割と柔軟というか、教科書にもLGBTについては触れられているので、受け入れやすいと思う。反対意見を尊重しないといけないとは思いますが、年代の高い方の意見が多いのであれば、そこは慎重になりすぎなくてもよいかと思った。

△鈴木男女共同参画課長 今回のアンケートに年代の項目はないが、FAXでの受付が一番多かったなのでその感じからすると高齢の方の方が多かったのではないかと認識している。

○田畑委員 私も前回欠席していたので教えていただきたいのだが、このパートナーシップの宣誓の要綱で、LGBTに限定せずだれでも宣誓ができるということは、これはカミングアウトがしにくいという状況に配慮するという理解でよろしいか。

△鈴木男女共同参画課長 LGBTに限定しないというのは事実婚の方も含めるという意味で、事実婚は今でも一定の配慮はされており、住民票上でも申し出れば同居の妻という記載になると思うが、公的な機関からの証明はない状況である。なので、こういった方たちにも必要性はあるのではないかとということと、LGBTに限定してしまうと、その方たちを逆に浮きぼりにしてしまう恐れもあるので、誰でも使える制度ということにした。

○田畑委員 私はどちらかというと慎重派である。私が所属する大学では、2020年度よりトランスジェンダーの学生を募集するということになっている。ただ迎えるにあたって学内への周知というところで1人1人の理解を得るというのが大変なので、やはりある程度準備が整ってからの制度、1月と今説明があったが、それが2年、3年先という話ではなく、もう少し周知のための準備ということで、半年とか、周知の準備をしてもいいかと個人的に思う。

△鈴木男女共同参画課長 今いただいた意見を踏まえて検討させていただきたいと思う。

○皆川会長 おそらく委員の皆さんも基本的に全体の意見を含めてこの方向でということコンセンサスを得られているのではないかなと思う。なので、今回示していただいたようなパートナーシップ宣誓制度についてこの方向で考えていただくということで、当審議会の審議としてはよいと私の方でも考えている。ただ、話にあったとおり、どちらかというと慎重な意見もそれなりに出たという事実も踏まえると、それに対して市の方で対応というか考慮していく必要があるかと思う。今回まとめていただいた市の意見などは、公表されているのか。

△鈴木男女共同参画課長 意見募集の結果については、ホームページに公開している。

○皆川会長 そうしたことも踏まえて、周知を図りつつ、ただ小西委員から指摘もあったが、やってみないと周知が広がらないというところも同時にあるので、そのあたりを踏まえて、今後のスケジュールのところをみなさん気にされているかと思うので、そこを少し検討いただければよいのではないかと考えている。今田畑委員からも大学の方での説明があったが、私も大学にいて、大学でも何かやろうとすると、研究内容でも、様々市民のみなさまから、あるいは世界中から色々な意見が届く。やはり今日話しを伺っていて、本当に小西委員がおっしゃられるように積極的な方向であれば進めていくべきだという考えもそのとおりだと思った。基本的な確認だが、このパートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とか何らかの証明とか法的効力を並行するという内容ではないということではどうか。あくまでこのパートナーシップ宣誓制度は、公的な機関で証明

を行うということ、その事実を持って民間の事業者さん、例えば保険の受取人とかアパートなど賃貸住宅を借りる時の配慮などを広く社会の中に求めていくという側面があると思う。なので、強い法的な強制性を持つという制度ではないという趣旨になる。かつ、これは一般的に言えることだが、やはり人の尊厳に配慮した平等と自由の確立という、そういう基本的な理念が実現される社会を追及するという方向に沿った施策を取っていくことがやはり社会のあり方を少しでも良い方にしていくのだろうと、私も法学などをかじっていて常日頃思うところである。様々な慎重な意見があるのは重々承知しているが、そうした制度の趣旨と効果を踏まえると、基本的には積極的にこの方向で推進いただいて、ただ委員の皆さんから今後のスケジュールについては、1月下旬となると少し早いという感想は当然あると思うので、そのあたりを踏まえて今後のスケジュールはご検討いただくということで、このパートナーシップ宣誓制度についての基本的な方針、進め方についてはこの当審議会です承いただいたということでまとめさせていただければと思う。

委員の皆さまの協力で本日の議題・議事が終了した。

では、進行を事務局にお返しする。

△山下男女共同参画課長補佐　ここで1点、こども家庭支援課より補足させていただく。

△宮葉こども家庭支援課長　最初の議題で、赤石委員から質問のあった資料1の7ページの「ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった割合」について、高等職業訓練修了支援給付金という制度があり、29年度の利用者は13人で、この方々に確認したところ、12人が就労したという状況であった。就労の状況の内訳は、看護師が5人、准看護師が4人、歯科衛生士が3人であった。

△山下男女共同参画課長補佐　本日は今年度最後の審議会となる。来年度は、委員の改選を予定しているので、このメンバーで審議いただくのは本日が最後となる。委員の皆様方には、本市の男女共同参画行政に多大な協力を賜ったことを改めて御礼申し上げます。

それでは、以上で、平成30年度第2回千葉県男女共同参画審議会を閉会する。